

ご・存・知・で・す・か

特別児童扶養手当

障害をお持ちの
お子さんのために



特別児童扶養手当とは、

精神、知的又は身体障害等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給するものです。

手当の受給には申請手続きが必要です。

茨城県保健福祉部障害福祉課

1

特別児童扶養手当を受けることができる方

精神、知的又は身体障害等（別表に該当する程度）のある児童を監護している父または母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）、もしくは父母にかわって児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。

（注）監護とは…対象児童の生活について金銭面、精神面等から種々配慮していること。

ただし

次のいずれかに該当するときは、
手当を受けることができません。

- 1 児童及び父、母または養育者が日本に住んでいないとき。
- 2 児童が障害を理由として厚生年金などの年金を受けることができるとき
- 3 児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）

2

手当の対象となる障害と 障害の程度

■障害の区分

眼の障害、聴覚の障害、平衡機能の障害、そしゃく・嚥下機能の障害、音声又は言語機能の障害、肢体の障害、知的障害、精神障害、神経系統の障害、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、代謝疾患、悪性新生物、その他の障害、重複障害

■障害の程度と等級

特別児童扶養手当1級

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢の足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈手帳等による等級の目安〉

身体障害者手帳がおおむね1, 2級

(内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります)

療育手帳 (A) A

精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

特別児童扶養手当2級

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡感覚に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈手帳等による等級の目安〉

身体障害者手帳がおおむね3級

(内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります)

療育手帳がおおむねB

精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

3

手当の額および支払い日

■手当の額

等級	等級月額(児童1人あたり)
1級	52,500円
2級	34,970円

(令和2年4月分から)

■手当の支払日(手当は年3回届出のあった金融機関の口座に振り込まれます。)

支払期	支払日(支給対象月)
4月期	4月11日(12~3月分)
8月期	8月11日(4~7月分)
12月期	11月11日(8~11月分)

・11日が土、日曜、休日に当たるときはその直前の日となります。
 ・諸事情により、上記の支払期に合わない場合は、随時の支払となります。

4

所得による支給制限

請求者や配偶者および扶養義務者の方の所得が下記表の限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります。

■所得限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

その他の加算

請求者本人

- 特定扶養親族がいる場合
→ 1人につき25万円加算
- 老人控除対象配偶者か老人扶養親族がいる場合 → 1人につき10万円加算

配偶者・扶養義務者

- 老人扶養親族がいる場合
→ 1人につき6万円加算
- ※ ただし、扶養親族が全員老人の場合、1人を除いた人数

所得額 = 年間収入額 - 必要経費(給与所得控除等) - 諸控除 - 80,000円

諸控除のおもなもの

- 配偶者特別控除……………相当額
- 障害者控除……………27万円
- 特別障害者控除……………40万円
- 公共用地取得による土地代金等の特別控除……………相当額
- 寡婦(寡夫)控除……………27万円(未婚のひとり親についても対象)
- 寡婦特別控除……………35万円(未婚のひとり親についても対象)
- 勤労学生控除……………27万円
- 医療費控除……………相当額
- 小規模企業共済等掛金控除……………相当額

5

手当を受けるための 手続き

手当を受けるためには申請が必要です。お住まいの市町村福祉担当窓口へ次の書類を添えて申請してください。

■必要な書類

1 請求者と対象児童の戸籍謄・抄本…交付日から1ヶ月以内のもの

2 対象児童の障害程度についての医師の診断書
(所定の様式は市町村の窓口にあります)

※診断書は申請日から起算して2ヶ月以内のものを添付して下さい。

※次の場合は診断書が省略できることがあるので、窓口を確認してください。

●療育手帳の判定が㉠、A

●身体障害者手帳1～3級(ただし内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は除く)

3 特別児童扶養手当振込先口座申出書(所定の様式)

4 個人番号が確認できる書類(個人番号カードなど)

5 その他必要なもの

印鑑、預金通帳(請求者本人のもの)

※請求者又は対象児童が外国人の場合、在留カード(写)等の在留期間がわかる書類が必要です。

●個人番号(マイナンバー)の記載について●

特別児童扶養手当の手続には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

個人番号を記載いただく際に、番号確認及び本人確認についての書類が必要になりますので、ご用意をお願いします。

(必要書類については市町村の窓口へお問い合わせください。)

6

手当を受けている方の届出等

所得状況届

受給者の方(支給停止となっている方も含む)は毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出して下さい。

この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。
※なお、2年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。

障害状況届

児童の障害認定にあたっては、期間(有期)が設けられています。有期が到来する場合、有期の月又はその前月中に診断書等必要な書類を添えて提出してください。

※なお、この届が期限内に提出されないと、有期の翌月から手当の支給が停止となる場合があります。

資格喪失届

手当の支給要件に該当しなくなった場合すみやかに届出を提出してください。

支給要件に該当しない場合は…

- ・対象児童が児童福祉施設に入所した場合
- ・受給者又は対象児童が死亡した場合
- ・対象児童を監護しなくなった場合
- ・児童が自分の障害による公的年金を受けられるようになった場合

額改定請求書

対象の児童数が増加した場合、又は障害の程度が重くなったため手当の等級が上がる可能性が出てきた場合

額改定届

対象の児童数が減少した場合

その他の届出等

氏名・住所・振込先(口座番号の変更含む)を変更した場合等
※ただし、受給資格者の変更はできません。

お問合せの窓口は お住まいの市町村福祉担当課窓口